

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は、平成 25 年度決算において 493 億円となっており、その 7 割に当たる 350 億円がゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されている。

ゴルフ場が所在する市町村は、自主的な税財源の乏しい過疎地域や中山間地域がその約 75 パーセントを占めており、これらの地域にとってゴルフ場利用税交付金は貴重な税財源となっている。

平成 27 年は地方創生元年と位置づけられており、地方が直面している人口減少を食い止め、地域経済の活性化及び地方創生に全力で取り組もうとしている中、地方にとって貴重な自主財源であるゴルフ場利用税交付金を廃止しようとするのは地方創生に逆行するものである。

三木市は、西日本一多い 25 か所ものゴルフ場を有し、「ゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟」の代表市にもなっており、ゴルフ場利用税交付金の平成 26 年度決算額は 5 億 9 千万円で、税収の約 6 パーセントをも占めている。

この財源を有効活用しゴルフ振興を推進するため、住民参加型のゴルフコンペの開催をはじめとする地域活性化の取組やゴルフ人口の増加を図るなど、地域に根差す産業としてゴルフの振興を図り、三木市の創生を力強く推進していくこととしている。

よって、「ゴルフ場利用税の廃止」については断固反対し、現行制度を堅持されるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 28 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} あて

三木市議会議長 加 岳 井 茂